

私立大学の公立大学化—その背景と過程

鳥山 亜由美

要約

地方自治体が設置費用を負担した私立大学は、その負担割合によって公設民営大学あるいは公私協力大学に区分される。2004年の地方独立行政法人法施行以降に、これらの私立大学が公立大学に移行した事例は2016年までに7事例となった。

本稿では、公立大学化の経緯を明らかにし、公設民営大学及び法人化公立大学について、設立の経緯や自治体との関わりをそれぞれ述べた上で、「公立大学化」の背景と過程、目的について、初めて行われた高知工科大学の事例と、最も直近に行われた福知山公立大学の事例を比較し考察した。

高知工科大学については、開学時に地方独立行政法人法が制定されていなかったために叶わなかった大学設置の目的を、公立大学化により果たしたこと、福知山公立大学については、既存大学の人事及び組織改革を伴った公立大学化により、地域の拠点を存続させたい福知山市の望みを叶えたことを確認した。

公立大学化の過程及び公立大学化後には、設立団体である地方自治体から常に存在意義を問われ続ける。公立大学化はゴールではない。

キーワード

公私協力大学、公設民営大学、公立大学化、地方独立行政法人法、設立団体、公立大学法人

はじめに

地方自治体が設置費用を負担した私立大学は、その負担割合によって公設民営大学、あるいは公私協力大学に区分される。これらの私立大学が設置形態を私立大学から公立大学へ移行させた事例、すなわち、学校法人から公立大学法人に設置者変更した事例は、2016年度までに7事例となった。2010年度の2事例は公私協力大学による。

いずれの事例も、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業」(地方独立行政法人法第2条)を実施するために移行している。

その移行が「少子化による志願者確保に悩む私立

大学と、地方創生の一環として大学存続を望む地方自治体の利害が一致した」¹と経営再建の文脈でも行われていると言われている。

本稿では、公立大学化が経営再建の文脈でとらえられる状況を踏まえ、公立大学化の背景と過程、目的について、初めて行われた事例と直近に行われた事例を比較し、考察する。

なお、本稿においては、私立大学から公立大学への移行(学校法人から公立大学法人への設置者変更)について、「公立大学化」という文言で示す。

また、本稿中の考察等は全て個人的な見解に基づく。

1 研究の方法

公設民営方式による大学運営は公私協力方式のそれを徹底した例であると村田（2003：84）が述べることから、公設民営大学は公私協力大学の一形態であると考えられる。本稿では、まず公私協力大学が着目された背景を述べ、公設民営大学と、公立大学法人が設置する公立大学について設立の背景を概括した後、経営の3要素であるヒト・モノ・カネのうち、ヒトとカネ、すなわち運営面及び運営経費面についての地方自治体との関わり等を先行研究及び地方独立行政法人法（以下、地独法という）等によりそれぞれ整理する。その内容を踏まえ、公立大学法人化を行った7事例について状況を比較する。

さらに、初めて公立大学化を行った高知工科大学（公設民営大学）及び、直近に公立大学化を行った福知山公立大学（公私協力大学）の2事例について、報告書や議会会議録等の公表資料により公立大学化の経緯を追うとともに、それぞれの目的を比較し、公立大学化が経営再建の文脈でとらえられる状況に照らしながら、考察する。

なお、福知山公立大学と同年に公立大学化を行った公私協力大学に山陽小野田市立山口東京理科大学があるが、後者は法人内に複数の大学が設置され、人事異動や決算は法人内で行われている。一方、前者の前身である成美大学は、同じ法人に短期大学や高等学校が設置されていたが、運営は各校の独立採算が前提とされていたことから、本稿では福知山公立大学を事例として取り上げる。

2 公私協力大学、公設民営大学について

本節では、公私協力方式による大学運営が着目された背景、公設民営大学の設立の経緯及び地方自治体との関わりを説明する。

2.1 公私協力大学

公私協力大学については、文部省設置審議会大学計画分科会が1986年度から1992年度の18歳人口急増期における高等教育の計画的な整備の方向性を示し

た「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」に以下のとおり説明された。

ア. 公私協力方式

- (1) 地方公共団体が土地や校舎等の建物及び設備の一部を現物または資金で準備する。
- (2) 地方公共団体は学校法人に対し、経常費の一部を補助する。

このように文部省が公私協力方式による大学運営を示したことがひとつの契機となり、公私協力大学（公設民営大学を含む）の新設は1997年までに84を数えた（村田，2003：85）。その他に、大学の地方誘致により国土の均衡ある発展を図りたい国土庁、地域におけるテクノポリス構想を目指す通産省、地域活性化の切り札として大学を誘致したい地方自治体等、概ね同時期に他のプレーヤーの意思も働いており、船戸（2010）はこの状況を「省庁の壁を超え、官と民の思惑が一致」したために「急増初年度の86年から「公私協力方式」の大学が激増することとなる。」と述べている²。

なお、公私協力大学を名乗る大学³の設置費用は、地方自治体⁴による負担、地元財界等の寄付のほか、学校法人からの出資により賄われている。

2.2 公設民営大学について

2.2.1 定義

公設民営大学を定義する明確な文言はないが、本稿では高橋（2004：4）による「地方自治体が主体となって大学設置を計画し、設置経費のすべてを公費で賄った場合に公設民営大学と呼ぶ」を用いる。ただし、寄附金等が設置費用に含まれる千歳科学技術大学及び九州看護福祉大学を除く表1に示した7大学を本稿では公設民営大学とする。

2.2.2 設置の背景

公設民営大学の設置の背景について、佐藤（2015：138）は「設置経費（創設費）はあるが、運営に税金を使えないがとにかく早く作りたいという地方は、公設民営という形で大学を創っていった」と述べるが、開学に伴う事情は様々であった。

表1 本稿における公設民営大学 一覧

大学名	開学	所在地	設置経費を負担した地方自治体
東北芸術工科大学	1992年	山形市	山形県, 山形市
東北公益文科大学	2001年	酒田市	山形県, 酒田市, 鶴岡市ほか12町村
長岡造形大学	1994年	長岡市	新潟県, 長岡市
静岡文化芸術大学	2000年	浜松市	静岡県, 浜松市
鳥取環境大学	2001年	鳥取市	鳥取県, 鳥取市
高知工科大学	1997年	香美市	高知県
名桜大学	1994年	名護市	沖縄県, 名護市ほか11市町村

出所：高橋（2004：4）の情報を筆者の定義に照らし作成

地方自治体が公立大学を設置するには、総務省（旧自治省）との折衝が必要とされるが、1969年、都道府県・指定都市以外の市町村に対しては、原則として公立大学の設置を許可しないよう、自治省と文部省が協力して行政指導を行うことを申し合わせた（公立大学協会、2000：142）。このため、長岡造形大学は公立大学としての開学が不可能だった（高橋、2004：13）。

さらに旧自治省の基準によれば、人口200万以下の都道府県においては公立4年制大学の開学は1大学に限られており⁵、高知県にはすでに高知女子大学（現・高知県立大学）が設置されていたことから、高知工科大学も公立大学としての開学が叶わなかった。

公設民営大学として開学したその他の理由として、高橋（2004：8-9）は「私立大学の誘致失敗」「自治体が公立大学のために財政負担をし続けることができないと判断したこと」などを挙げている。

2.2.3 地方自治体との関わり

私立大学を設置する学校法人は学校を管理し運営経費を負担する⁶とされるが、ここでは運営面及び運営経費面について、公設民営大学と、公設民営大学の設置経費を全額負担した地方自治体の関わりを

整理する。

まず、運営面について、学校法人の重要な意思決定機関とされる理事会構成員を表2に示す。高橋（2004：20-24）によると、開学時の理事（理事長含む）は、自治体関係者のほか、地元財界、学内者を主な構成員としている。

運営経費面については、公設民営大学は完成年度を超えると私立学校振興助成法に基づき私学助成を受けられるが、それまでは地方自治体から経常費補助を受けている（静岡文化芸術大学は、完成年度以降も地方自治体から経常費補助を受けていた）。

3 法人化公立大学について

本節では、地独法を踏まえ、公立大学法人が設置した公立大学（以下、法人化公立大学という）について説明する。

3.1 地方独立行政法人法の制定

地独法は、「地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に

表2 公設民営大学を設置する学校法人における理事会構成員の属性別人数（北から順）

大学名	自治体関係者	地元財界	学内者	備考（役職はすべて開学時）
東北公益文科大学	4	2	3	他4名。理事長は前山形県副知事
長岡造形大学	1	3	5	理事長は学長を兼ねる
静岡文化芸術大学	5	5	3	理事長は静岡県知事
鳥取環境大学	2	5	4	他1名。理事長は鳥取銀行代表取締役会長。そのほか常務理事を専任で置く
高知工科大学	1	6	4	他2名。理事長は高知県知事
名桜大学	3	4	3	他1名。理事長は前名護市長

出所：高橋（2004：22-23）を元に筆者作成。なお、東北芸術工科大学の理事構成については、開学前の職が記載されており、他の事例と比較するのに適さないため除外した

ゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として」定められた（第2条）。

同法第7章には公立大学法人に関する特例が置かれ、教育研究の特性に一定の配慮はなされているものの、他の地方独立行政法人と同様に公立大学法人にも「運営に係る裁量権を大学に認める代わり、運営における成果を厳格に求め」られる（長岡造形大学公立大学法人化検討委員会報告書、2012：15）。さらに、法人を設立する地方自治体（以下、設立団体という）は中期目標を法人側に示し、また当該中期目標期間終了時には中期目標のあり方も含めた法人経営全般にわたる見直しを図られる設計となっており（南島、2012：29）、法人化公立大学は評価制度による目標管理によって業務運営の改善及び効率化が求められる。

金城（2012：116-117）が「公設民営大学は（中略）地方独立行政法人法のさきがけとして役割を果たしてきた」、また、高知工科大学2代目学長の岡村（2008：5）が「創設当時に公立大学法人の制度が存在していれば、おそらく高知工科大学もそれを採用した」と述べたとおり、地独法の施行は公設民営大学による公立大学化を可能とする契機となった。法人化公立大学の職員は非公務員であり、私立大学職員と同様に兼業や起業が可能であることも公立大学化を前向きに検討させる要因となったものと考えられる。

3.2 法人化公立大学について

3.2.1 設置の背景

2016年度現在、全88公立大学のうち、法人化公立大学は72大学である。国立大学と異なり、公立大学は設置自治体⁷によりいわゆる法人化のタイミングが異なる。同じ設置自治体のもと、法人化公立大学と地方自治体直轄の公立大学が存在するケースもある⁸とおり、法人化公立大学への移行は、大学の置かれた事情を鑑みながら地独法に基づき設置自治体のイニシアチブのもとで進められてきた。実は、国立大学法人法の施行も地独法施行と同じ2004年で

あるが、義本（2016：18）は両制度を比較し、「公立大学法人制度は、国立大学法人制度を踏襲しつつ、設置者の裁量を尊重する制度となっている」と指摘する。

3.2.2 地方自治体との関わり

公立大学の自治体所管部局は、看護医療系の大学を中心に、大学を設置した際の行政目的に合致した部署に残っているケースも少なくない（稲葉、2014：304）ことから、公立大学は設置自治体の政策を実現する重要な機能として位置づけられていると考えられる。

しかし、「予算などに関わる運営については地方公共団体との折衝になり、多くの場合、その担当者は高等教育の専門家では無い」（奥野、2016：11）との指摘に見られるように、多くの設置自治体には高等教育政策の視点が欠けている。国立大学が文部科学省の管理下にあることとは対照的である。

設立団体のイニシアチブは、公立大学法人あるいは法人化公立大学のガバナンス体制の決定にも影響を及ぼす。例えば理事長と学長の一体型・別置型の決定、監事の任命、1法人のもとに設置する大学数の決定は設立団体に委ねられる。

また、公立大学法人が行う公立大学の設置及び管理に関し、設立団体となる地方自治体の議会の議決が必要とされる事項がある。公立大学法人設立時における設立団体、議会及び公立大学法人を評価する評価委員会の関係のうち主な事項を図1に示した。

さらに、3.1で述べた中期目標の策定や評価に関する設立団体、議会及び評価委員会の関係のうち主な事項を図2に示した。

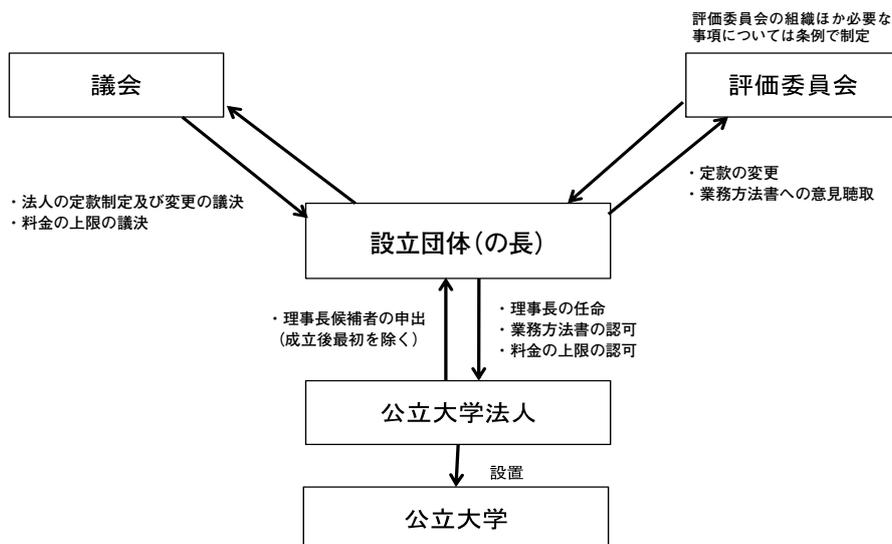
このように設立団体による公立大学法人及び法人化公立大学の運営面への関わりは、公設民営大学へのそれとはまったく異なる。

次に運営経費面における関わりについて述べる。

法人化公立大学には、設立団体となる地方自治体の財源の一部が運営費交付金として措置される。

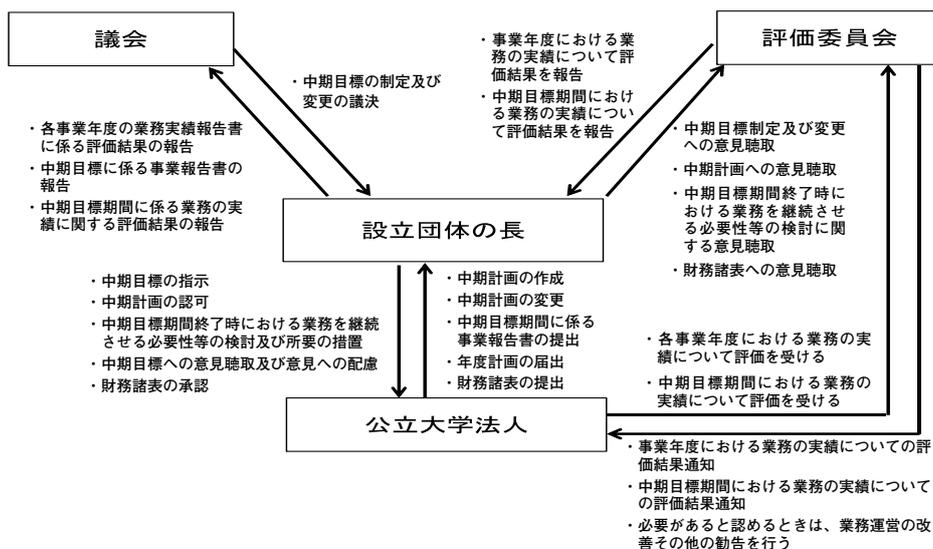
多くの地方自治体には地方交付税が交付されるが、普通地方交付税額は、各地方自治体における「基準財政需要額の合計と基準財政収入額の合計の差」で計算される。その前提となる基準財政需要額

図1 公立大学法人設立時の設立団体、議会及び評価委員会の関係（主な事項を抜粋）



出所：地独法の条文を参照し筆者作成

図2 公立大学法人の評価に係る事項を中心とした設立団体、議会及び評価委員会の関係（主な事項を抜粋）



出所：地独法の条文を参照し筆者作成

の算定は、地方交付税法により「測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする」⁹とされる。

公立大学に関する基準財政需要額の算定は、法令で定められる「単位費用」、学部の種類によって省令で定められる「種別補正係数」¹⁰により、一人当たりの金額が算出され、この金額に学生数を「測定単位」として乗じ、それらの総計で行われる。地独法が施行された2004年度以降の公立大学に対する学生一人当たりの基準財政需要額における積算単価

(単位費用と種別補正係数の積)の推移は表3のとおりである。

公立大学に対する一人当たりの基準財政需要額は、2010年で一旦増額したものの、減少傾向にある。

しかし、設立団体から公立大学法人に措置される運営費交付金の額は地方自治の観点から設立団体が決定するため、積算単価はあくまで参考でしかない。

とは言うものの、設立団体からの運営費交付金の措置により公立大学化した大学が授業料を私立大学時代のおよそ半分に設定できるようになった(佐

表3 2004年度以降の公立大学に対する学生一人当たりの基準財政需要額における積算単価（単位費用と補正係数の積）の推移（単位千円）

種別	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
医学部	4,586	4,499	4,306	4,156	4,110	3,996	4,092	4,057	4,028	3,941	3,889	3,848
歯学部	2,775	2,718	2,613	2,508	2,458	2,306	2,391	2,374	2,359	2,303	2,269	2,241
理科学部(都道府県)	2,004	1,961	1,811	1,762	1,709	1,688	1,844	1,832	1,832	1,794	1,758	1,723
理科学部(市町村)	1,746	1,706	1,572	1,548	1,501	1,480	1,511	1,499				
保健系学部(H25理科系から分離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,018	1,999	1,977
社会科学系学部(H24まで文科系)	334	308	273	256	245	227	248	243	242	224	220	214
人文科学系学部(H25文科系から分離)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	455	450	443
家政系学部及び芸術系学部(道府県)	886	856	808	765	753	722	752	744	740	714	713	704
家政系学部及び芸術系学部(市町村)	1,061	1,029	969	934	918	884	915	905	900	852	840	827

出所：地方交付税法に基づき定められた単位費用、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令等を参考とし筆者作成

藤, 2015: 140) ことは、公立大学化のメリットである(南島, 2012: 37)。

4 公立大学化を行った事例の比較

本節では、前節で述べたガバナンス体制、移行前後の授業料及び志願者の推移状況等について、公立大学化を行った7事例を比較する。また、公立大学化の経緯の概略、運営費交付金に関する取り決めについても、把握可能な範囲で示す。

4.1 7事例の比較

まず、7事例について、公立大学化した順に大学名、公立大学化年、設立団体、理事長・学長の設置形態(一体型か別置型か)を表4に示す。

福知山公立大学及び山陽小野田市立山口東京理科

大学は公私協力大学、その他は公設民営大学である。

設立団体の種別は、高知工科大学及び静岡文化芸術大学が県、長岡造形大学、福知山公立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学が市、鳥取環境大学が県・市共同、名桜大学が一部事務組合¹¹となっている。年を追うごとに市を設立団体とする事例が増えている。

次に、前節で公立大学化のメリットとされた授業料の減額に関連して私立大学時の授業料、また公立大学化前後の志願者数推移の状況についても表5に示す。

いずれも公立大学化年度の入試は大幅に志願者数を増やしており、前述の公立大学化のメリットが効いたとも考えられる。

表4 私立大学から公立大学化を行った大学一覧(公立大学化した順)

大学名	公立大学化年	法人設立団体	理事長・学長の設置
高知工科大学	2009	高知県	別置型
静岡文化芸術大学	2010	静岡県	別置型
名桜大学	2010	北部広域市町村圏事務組合	別置型
鳥取環境大学 ¹²	2012	新生鳥取環境大学運営協議会 ¹³	一体型
長岡造形大学	2014	長岡市	別置型
福知山公立大学	2016	福知山市	一体型
山陽小野田市立山口東京理科大学	2016	山陽小野田市	別置型

出所：公表資料をもとに筆者作成

4.2 公立大学化の過程

公立大学化の過程においては、地方自治体、大学、有識者、時には市民を交え、地域全体の高等教育の将来像、ひいては「真に地域に必要な大学か」と当該私立大学の存在意義にまで踏み込んで議論された事例もある。

例えば、鳥取環境大学の公立大学化検討時¹⁴は、有識者（大学経営及び環境の各分野）、教育関係者、経済界、鳥取県副知事、鳥取市副市長等により鳥取環境大学改革案評価・検討委員会¹⁵が設置された。同委員会は同大学が自主的に設置した「鳥取環境大学改革検討委員会」の提言を受け、地域における大学という財産の価値の重さや県内の子どもの進学先を鑑み、公立大学化に向けた検討を速やかに開始すべきと結論を出した。この結論により公立大学化に向けて本格的な舵が切られた。

長岡造形大学に関しても、鳥取環境大学と同様、学識経験者、教育関係者、企業関係者、長岡市副市長等により長岡造形大学公立大学法人化検討委員会が設置された¹⁶。検討委員会は、同大学の改革のポイントを検証するとともに、公立大学化に向け経営シミュレーション等を行い、戦略的かつ効率的な運営体制の早急な構築、責任を持った経営判断のもと果敢に改革を実行することが肝要であると示した。

また、山陽小野田市立山口東京理科大学に関しては、山陽小野田市議会議員9名による山口東京理科大学公立化調査検討特別委員会¹⁷が市議会に設置され、公立大学化及び薬学部の新設に伴う市への影響等の調査、公立大学化の妥当性の検討、議会に諮る定款案の検討等が行われた。

他に福知山公立大学設置時にも第三者による検討会議等が設置された。

4.3 運営費交付金に関する取り決め

設立団体から措置される運営費交付金の金額については、公立大学化にあたり、地方自治体と大学の間で取り決めが行われた事例もある¹⁸。

「運営費交付金の金額は交付税措置額の範囲内」と取り決めがあったのは、名桜大学及び長岡造形大学である。完成年度以後も県から経常費を補助されていた静岡文化芸術大学は、公立大学化に伴い2015年度までに運営費交付金（管理的経費）を5%削減すると取り決められた。

また、運営費交付金における人件費比率について、高知工科大学（50.6%が上限）、名桜大学（55%を目安）、鳥取環境大学（56%を上回らない）と取り決めていた。

表5 公立大学化を行った大学の比較（授業料、志願者数）

大学名	私立大学時の授業料	志願者数推移		
		前年度	公立大学化年度	翌年度
高知工科大学	工学系 1,240,000円 マネジメント学部 940,000円	745	5,812	3,242
静岡文化芸術大学	文化政策学部 776,800円 デザイン学部 927,800円	2,601	3,582	2,590
名桜大学	国際学群 755,000円 人間健康学部 スポーツ健康学科 980,000円 看護学科 1,200,000円	562	1,288	2,147
公立鳥取環境大学	文系学部 1,000,000円 理系学部 1,300,000円	460	2,753	1,003
長岡造形大学	1,676,000円	410	1,196	1,086
福知山公立大学	990,000円	73	1,669	—
山陽小野田市立山口東京理科大学	804,000円	1,474	4,600	—

出所：福知山市Web、佐藤（2015）、一般財団法人山口経済研究所（2016）、旺文社（2015）、設立団体のWebサイト等から筆者作成。なお、鳥取環境大学の金額は、授業料、実験実習費、施設費等の合計額である。

5 公立大学化の具体事例

本節では、高知工科大学及び福知山公立大学の公立大学化について、開学以降の経緯を踏まえるほか、公立大学化の背景と過程、公立大学化に伴う大学の改革等をレビューし、設立団体における公立大学化の目的を考察する。

5.1 高知工科大学

5.1.1 開学から公立大学化まで

高知工科大学は、高知県が設置経費のすべて約268億円を負担し1997年に公設民営大学として開学し、2009年度に日本で初めて公立大学化を行った。

高知県は県内高等教育機関の収容力及び大学進学率が全国平均と比して低く¹⁹、さらに第二次産業の振興が重要課題とされていたことから、工科系大学・学部の県内設置が待ち望まれ、高知県は国へ高知大学への工学部設置の要望活動も行った。これらの状況を背景に新しい工科系大学設立を選挙公約に掲げた橋本大二郎氏が1991年に知事に就任したことを機に新大学設置が検討され、開学に至った。

県の関与としては、運営面において、同大学を設置する学校法人の初代理事長を橋本大二郎知事が務めたほか、運営経費面において、完成年度を迎えた2000年度まで運営費の補助が行われたことがあげられる。

村田（2003：89）は、権限が強い理事長を県知事が兼ねていたことから、「なぜ県立大学にしなかったか」という疑問が学内から出てくるほど、県立大学に近い形態で運営されている」と評したが、公設民営方式の運営を選択した理由に、法人格を持って自律的な大学運営を行えること、教員が非公務員であることがあげられる（佐久間，2009：24）。同大学では自律性を活かして教育システムを整備し、1年を4期に分け授業を実施するクォータ制、早期卒業制度等を全国に先駆けて実施した。2001年には2代目学長の岡村甫氏により、全教員の大学への貢献度を定量化した教員評価システムが導入された（岡村，2008：2-3）。

同大学は大学院及びマネジメント学部の開設等、

教育研究組織を拡充させるとともに、県の産業振興、若者定着にも貢献した。開学前年の1996年には7.2%であった県内への男子学生残留率は、開学年に15.6%と大きく伸びた。また、開学から2007年度までに2,000人余りの学部生が卒業し、そのうち590名が県内企業に就職している²⁰。

しかし、「地方」「単科」「高額な学費」などの学生募集には有利でないとされる条件もあいまって、2006年度入学者数は445名と定員に満たなかった。

5.1.2 公立大学化への動き

地独法施行以降、県関係者は公立大学法人制度に注目していた。そのことは、2007年、高知県議会における議員からの「（公立大学法人制度は）設置者や議会の一定の関与を残しつつ、教職員の身分を非公務員とするなど私立大学に極めて近い運営ができるようになっており、工科大学の設立どきにこの制度が存在していたとすれば、私は間違いなく公立大学法人として設立をしていただろうと思います、私がかかわっておりましたから。」²¹との発言にも表れている。

実は、同大学関係者は「大学の法人化と教職員の非公務員化が実現した現在は、『公設民営』大学の意義はほとんどなくなり、本来の『公立法人』大学に戻るべき時期が到来した」（岡村，2007：50）と考えており、すでに公立大学化への移行の可能性を調査、検討していた。

一方、県は、私立大学からの公立大学化は前例がないことから慎重な姿勢を見せていたが、2007年12月定例会において尾崎正直知事より「学長を筆頭に精力的に法人化（筆者注：公立大学化）の検討を進めており、先般学長が文部科学省の担当部局を訪問し法人化に向けた思いを伝えましたところ、これまでハードルが高いと考えられていた学校法人から公立大学法人への移行は可能との判断をいただいたと承知しております」とゴーサインともとれる発言があった。

県は同時期に、高知女子大学（現・高知県立大学）の改革案を検討しており、同大学の公立大学化は県の大学政策全体の枠組みで併せて考えられるようになった（磯部，2016：55）。なお、同大学は公立大

学化後、2015年度に高知県立大学と同一法人のもとに設置されることとなった。

公立大学法人評価を根拠とした県と同大学の連携強化、高知女子大学と同大学との連携強化、県内保護者の教育にかかる経済負担軽減などを理由に、県は公立大学法人設立の検討を本格的に開始し、2008年7月には県議会において公立大学化の方針が説明された。

その後の手続として、同9月議会で法人の定款が議決され、公立大学法人への出資を前提とした学校法人から高知県への財産寄附の手続が行われた²²。同時並行で、総務省及び文部科学省により公立大学法人の設立が、文部科学省により学校法人の解散及び設置者変更が認可された。

2009年3月末日に学校法人は解散、翌日に公立大学法人が設立され、高知工科大学は設置者を変更し、公立大学となった。

5.1.3 公立大学化を機に行った改革等

同大学は公立大学化と同時に、地域連携組織の拡充を図り地域連携機構を新設した。同機構には、技術開発の側面から地域連携事業を支える連携研究センター（工学系学群を置く香美キャンパスに設置）、プロジェクトの進捗管理手法及び地域のニーズ把握等、ソフト面から地域連携事業を支える社会連携センター（経済・マネジメント学群を置く永国寺キャンパスに設置）が置かれ、同大学の研究成果を地域に還元する体制を整えた。

また、法人化前年にマネジメント学部（現・経済・マネジメント学群）を設置し、公立大学化と同時に工学部を3学群13専攻に再編するなど、教学組織の改革も手がけた。

なお、教員は全員を公立大学法人に異動させた。

5.1.4 設立団体における公立大学化の目的

以下に、県が公立大学化を進めた目的を述べるが、まずその前提となる、県における私立大学としての高知工科大学の評価を検証する。

公立大学法人高知工科大学の第1期中期目標期間の中期目標には「学校法人から公立大学法人に移行するに際して、第一に、学校法人の高い自由度の中で培われてきた多様で優れたシステムを継承すると

ともに（以下略）」と定められ、さらに「高知工科大学は、『大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学を目指す』ことを方針として掲げてきた。法人が設置する大学は、この方針を堅持しつつ（以下略）」とも示されている。

地独法では「設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、（中略）あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。」（第78条）と定められていることから、設立団体と法人は中期目標の策定にあたり、なんらかの協議は行ったであろう。しかし、「継承」と中期目標に明示されたことは、設立団体は同大学の教育研究活動の方向性について、私立大学時代のそれを是認した上でさらなる改革による発展を期待していると読み取れる。

公立大学化について、現学長の磯部雅彦氏は「設立団体である県との関係が密になり、情報交換の機会が増えたことは大学の発展の可能性を開くものである」（磯部、2016：56）と評している。一方、設立団体である県も、県の産業を振興するために工学系大学を自前で設立するという開学当初の目的が、地独法施行を経て、既存大学の公立大学化により果たすことができたと言えるのではないかと。

5.2 福知山公立大学

5.2.1 開学から公立大学化まで

福知山公立大学は、成美大学が福知山市に譲渡した土地及び建物を活用して2016年度に開学した。

福知山公立大学の前身となる成美大学は、京都創成大学（2000年開学）を2010年に名称変更した。京都創成大学の誘致は1975年の福知山市総合計画に端を発する。当時、大学の新設は困難であったため、既存の京都短期大学を活用し公私協力方式で開学した。京都創成大学の開学に際し、市は新校舎建設工事費等に27億円の支援を行ったが、以降は運営経費面の関与は行っていない。

北近畿地方唯一の4年制大学であり、卒業生の約4割が三たん地域（丹後、丹波、但馬）に就職していることから若者定着に一定の役割は果たしていたが、開学以降、入学定員を満たしておらず、成美大

学の経営は悪化していった。

この間、市は、福知山市民病院の大規模改築と併せた附属看護学校のあり方を検討する中で、2002年に京都創成大学へ看護系学部の開設を提言するほか、2010・2011年度にも市長らが成美大学に対し改革に向け提言を行ったが（福知山市 4年制大学のあり方に関する有識者会議、2014：2）、いずれも実っていない。

同大学は2010年度に機関別認証評価において「不適合」判定を受けたほか、2013年度には経営悪化を受け主たる取引先であった地域金融機関から融資を断られている（内山、2016：565）。

5.2.2 公立大学化への動き

こうした中、2014年初頭には「成美大学の公立化を求める市民の会」が結成され、9月には3万4千人の署名が市に提出された。

一方、学校法人成美学園は同年8月に市へ「成美大学・短期大学部経営改善に関する報告書」を提出し、「2010年以降の理事長や学長の頻繁な交代により中長期的な法人運営・大学運営が実施できなかった」という現状と、法人運営、入学者確保、財務の3点に関する窮境の原因分析の報告とともに、それらの報告を踏まえた「医療健康学部の設置」「短期大学部の4年制大学化」等、7項目の大学改革案を挙げ、さらに市へ公立大学化の検討を要望した。

報告書を受け取った市は、北近畿地域の活性化における大学の役割を再認識したものの、窮状を脱するための公立大学化の要望とも読める内容であったこともあり、すぐには支援の結論は出さず、「福知山市 4年制大学のあり方に関する有識者会議」を設置し2014年10月から検討を開始した。

同会議は、成美大学の経営改革、市における4年制大学の意義等を検討課題として議論を重ね、結論として市における4年制大学の存在意義の重要性、ランドデザインにおける位置付けの明確化を示唆した。成美大学に関しては、抜本的な改革の必要性を示した上で、「（筆者注：公立大学化は）否定するものではないが、公立化にあたっては相当抜本的な改革を行うことに努めなければ成功しない」と言及した。同会議の報告書には「大学の将来構造を確立

し、そのうえで『公立化』から将来像に至る経過措置の可能かつ有効な見通しをもって遂行されねばなるまい」と今後の検討課題が示され、2015年1月、市に公立大学検討会議が設置された。この検討会議の「速やかに公立大学法人設置に関する組織を立ち上げ、取り組みを進める必要がある」との結論を受け、市は検討会議の議論と同時並行で策定していた「教育のまち福知山『学びの拠点』基本構想」に、「北近畿地域における地方創生、地域再生を図るために公立大学法人を設置する」と示した。直後の2015年4月、市に公立大学検討事務局が置かれ、公立大学化の準備が進められた。

しかし、市議会にはこの過程に異を唱えた議員もおり、2015年第2回定例会では「福知山市4年制大学設置に関する住民投票条例の制定について」の議案²³が、同年第5回定例会では「（仮称）福知山公立大学設置の賛否について住民投票を求める請願」「（仮称）福知山公立大学の定款は、設置者変更による拙速な現状案ではなく慎重な審議を求める請願」が提出された²⁴（いずれも否決）。

その後、市議会における定款の議決を経て、市は京都府へ公立大学法人設置認可申請²⁵を行うとともに、成美大学は文部科学省へ大学設置者変更認可申請²⁶を、学校法人成美学園は文部科学省に対し寄附行為変更認可申請²⁷を行った。こうして、2016年4月に福知山公立大学が開学し、福知山市には主管部署として大学政策課が新設された。

5.2.3 公立大学化を機に行った改革等

福知山公立大学は、京都北部の高等教育機関としての役割だけではなく、地域の交流拠点として、また企業等との地域連携事業に関する相談窓口や情報提供の機能も期待されており、これに応えるために開学と同時に北近畿地域連携センターを設置した。

また、同大学に置かれた地域経営学部では「地域協働型実践教育」をカリキュラムの中心に位置づけ、地元住民と交流を図る機会を多く設けることなどにより、地域課題の解決手法を1年次より習得することを教育の特徴のひとつとし、地域に根差す人材の育成を図る。

5.2.4 設立団体における公立大学化の目的

新・公立大学法人の設立準備は、「成美大学の現状の学生確保状況や経営状況は極めて厳しく（中略）、福知山市が期待する「地域に貢献する大学」へ再生するためには、組織の抜本的な改革が必要であり、一刻の猶予も許されない。」（福知山市 公立大学検討会議，2015：2）との指摘を受けて前進したことは前述のとおりである。一方、市としても4年制大学という貴重な財産が失われるおそれ²⁸を避け、さらに大学を地域産業の振興・創出、雇用創出を図る中核拠点として生まれ変わらせたいという意向を持っていたことから²⁹、市は公立大学化において強力なイニシアチブを発揮した。

具体的には、新大学の基本理念について、成美大学の最後の学長であった内山昭氏は「世界に通用する大学を掲げるべき」（内山，2016：569）と主張したが、公立大学法人福知山公立大学評価委員会は「福知山公立大学の使命は、この地域に利益を戻すことである」と考え、市はこれを受け中期目標の前文に「地域を愛し、地域のために働きたいと思える、地域の将来を担う人材育成拠点を構築する」と示し法人に指示したことなどがあげられる。

さらに「公立大学化は設置主体の変更という手続き」「学部学科は基本的に維持することを求められ、変更は調整程度にとどめなければならない」（いずれも内山，2016：568）との成美大学の意見と、市の教育組織に関する意向も合致しなかった。学問の継続性は大学にとって重要な観点であることは間違いないと考えられるが、おそらく地独法が法人に求める「地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業」（第2条）に照らすと、定員を満たすことのなかった教育組織をそのまま維持することは地独法の趣旨に沿うものではないと市が判断したのであろう。

開学前の同評価委員会において「文部科学省には、現在の50名定員では経営が成り立たないことは理解いただいております、早急に定員増の道筋をつけてもらうよう依頼中である」と市から発言があったことから、既存の成美大学を地域の拠点として残すために、市の意向に沿った形で改革し再建させたと

いう見方が自然であろう。

6 事例の比較及び考察

5で取り上げた2大学それぞれの公立大学化における目的を改めて比較する。

高知工科大学の場合は、第1期中期目標において私立大学としての取組みの継承が明示されたこと、教員全員が公立大学法人に異動したことなどから、県主導による大学の大幅な改革を行う意図はなかったと考えられる。関係者の発言等からは、開学当初、地独法が存在していなかったために叶わなかった工学系大学の設置という目的が、公立大学化を行ったことにより果たされたことも明らかとなった。

一方、福知山公立大学の場合は、大学からの要望を受けて公立大学化の検討が始まった。検討過程においては、前身となる成美大学と市の理念策定、教育組織についての主張が異なり、最終的には市の意向に沿った公立大学が開学した。地域の拠点としての役割を担う公立大学を設置することを目的とし、定員増による成美大学の経営再建、教育組織改革を伴った公立大学化であった。

このように2つの事例だけを比較しても、同じ「公立大学化」と示された事例が設立団体にとって異なった目的で行われていたことが明らかとなった。しかし、いずれも地独法を引用するまでもなく、それぞれの設立団体が公立大学によって確実に実施されることが必要と判断した事業を行うためのものである。その必要な事業を行わせる手続きが経営再建の文脈でとらえられた背景には、後者の事例において、福知山市が地域の拠点確保のために、窮状を訴えた私立大学を改革し公立大学化した実態があったものと考えられる。

なお、本稿では2事例のみを扱うにとどまったが、他の5事例における設立団体における公立大学化の目的についての考察は、今後必要となろう。

おわりに

公私協力大学による公立大学化は、地方の大学を

中心に今後も続く³⁰。ここで、想定される今後の公立大学化の課題を示したい。

公立大学一人あたりの基準財政需要額における単位費用の減に伴い、各公立大学法人に措置される運営費交付金の額も減じていく可能性が高く、このことは公立大学が教育研究を行うための基盤的経費の措置にも影響は少なくない。議会会議録や住民への説明資料には、「運営費交付金は基準財政需要額以内で交付する」³¹との文言も見られるが、運営費交付金の減額が想定される状況において、例えば、大学院設置や施設改修など特別な経費が必要となる機会に設立団体からの財政的支援が受けられなければ、教育研究活動の質の低下は避けられないという危惧がある。

折しも、長野大学から公立大学法人移行の要望を受け上田市に設置された「長野大学公立大学法人化検討委員会」の報告書³²には、上田市に関する課題として、「長野大学の公立大学法人化にあたっては（筆者中略）相当な覚悟をもって臨む必要があることを十分に認識し、取り組むこと」と指摘されている。

自治体は既存私立大学の経営再建の文脈を主として公立大学化を進めるのではなく、自らが高等教育政策を策定した上で、公立大学化が真に必要か否かを判断すべきだろう。その点では、長野県が「長野県高等教育振興基本方針」を2016年5月に策定するなど、自治体も高等教育政策の視点を持ち始めたことは評価できる。

一方、大学は、公立大学化により短期的には授業料減額に伴い志願者も増加し経営改善が図られるだろうが、地方交付税措置の今後の状況は不明であり、自助努力は当然に必要となる。「たしかに地方交付税は地方の固有財源と言われるが、私立大学時代は私学助成金（平均約1割）をもらっていたにすぎないのに、公立大学法人になったとたん授業料が半額になり、当該自治体等の負担はゼロで、入学金が県内・県外で差があるのは透明性に欠ける」（佐藤，2015：141）との指摘への説明責任も果たす必要がある。

また、私立大学であった時代と異なり、公立大学化後は設立団体の意向が大学運営に大きく反映され

ることも重要な観点である。中期目標の期間の終了時、すなわち6年ごとには「当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性」が検討され（地独法第31条）、常に存在の必要性が問われ続けることにもなる。

公立大学化はゴールではない。

以上

注

- ベネッセ教育情報サイト「今、公立大学に注目 私立から移管の動きも」
<http://benesse.jp/kyouiku/201608/20160804-2.html> (2016年11月18日閲覧)
- 船戸高樹（2010）「厳しさを増す「公私協力方式大学」問われる存在意義—上—」『アルカディア学報』（教育芸術新聞掲載コラム）No.402
<https://shidaikyo.or.jp/rriihe/research/arcadia/0402.html> (2016年8月26日閲覧)
- 諏訪東京理科大学Webサイトには「諏訪東京理科大学は、平成14年4月に東京理科大学諏訪短期大学を4年制大学に改組転換し、公私協力方式で設置しました。（筆者中略）設置に当っては校舎建築費、機器備品費、図書・雑誌費、外構工事費は地元長野県及び諏訪地域6市町村が全額負担し、大学の運営は学校法人東京理科大学が行うこととしました。」と示されている。<https://www.suwa.tus.ac.jp/kouritsuka/> (2016年8月24日閲覧)
また、2014年11月に学校法人柏専学院及び新潟産業大学が柏崎市長に提出した「新潟産業大学の公立大学法人化について（要望）」には、新潟短期大学の新潟産業大学への再編時の費用について、新潟県、柏崎市ほか周辺市町村からの助成による「公私協力方式」によって設立された旨の言及がある。
<http://www.nsu.ac.jp/nsu/pdf/outline/school/demandingpaper20141107.pdf> (2016年8月24日閲覧)
- 以降、本稿では特段の注がない場合を除き、「地方自治体」と「地方公共団体」とを同意語として用いる。
- 高橋（2004）p.14。ただし、鎌田（1995）p.197によれば、医療・看護・福祉関係については標準設置数を超えて認める場合があること、また都道府県の収容力が50%以下の場合、標準設置数を弾力的に運用することとされている。
- 「この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。」（私立学校法第3条）及び「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」（学校教育法第5条）に基づく。
- 本稿では、公立大学法人を設立する地方自治体及び公立大学を設置する地方自治体を総称して設置自治体とする。
- 岐阜県及び神戸市が該当する（岐阜県が設置した公

立大学のうち、岐阜県立看護大学は法人化公立大学、情報芸術大学院大学は地方自治体直轄。神戸市が設置した公立大学のうち、神戸市外国語大学は法人化公立大学、神戸市看護大学は地方自治体直轄。

9 測定単位及び単位費用については地方交付税法第12条において定められている。同法第13条第2項では種別補正について、「当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。」と定めている。種別補正係数は普通交付税に関する省令の一部を改正する省令で定められる。

10 学部の種別はそれぞれ該当する学部を設置する単科大学を含む。理科系学部は2012年から道府県立と市町村立の1人あたりが同額とされた。なお、理科系学部とは、理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。保健系学部は2013年まで理科系学部に含まれた。また、医学部及び歯学部を除き、薬学部及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。社会科学系学部及び人文科学系学部は2012年まで文科系学部として同一の種別とされていた。

11 設立団体は名護市ほか11市町村で構成される。

12 2016年4月に公立鳥取環境大学へと名称変更した。

13 設立団体は鳥取県・鳥取市で構成される。

14 鳥取環境大学の公立化を含めた抜本的改革について
URL http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/646435/231221tues_reform.pdf (2016年8月24日閲覧)

15 名簿掲載URL
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1288841799658/activesqr/common/other/4c84472a005.pdf> (2016年8月24日閲覧)

16 報告書URL
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate01/zoukei-houjinka/file/houkokusyo.pdf> (2016年8月24日閲覧)

17 参照URL <http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/64/rikadai2015.html> (2016年8月24日閲覧)

18 福知山市資料 <http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/docs/④会議資料【リンク14】.pdf> (2016年8月24日閲覧)

19 学校基本調査(1991年)によれば高知県の大学等進学率は28.5%(全国32番目)。なお全国平均は31.7%。

20 2008年2月高知県議会定例会(第296回・2月29日-02号)十河清副知事の発言より抜粋

21 2007年2月予算委員会(3月8日-03号)西森潮三委員の発言より抜粋

22 高知県議会2008年9月定例会「第16号議案 負担付きの寄付の受納に関する議案」を参照。寄附財産の内訳としては、土地が80,647.24平方メートル、建物が56,496.02平方メートル(延べ床面積)。

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/files/2009020500093/2009020500093_www_pref_kochi_lg_

[jp_uploaded_attachment_369.pdf](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/files/2009020500093/2009020500093_www_pref_kochi_lg_) (2016年8月24日閲覧)
高知県議会2008年9月定例会「第17号 県有財産の処置に関する議案」を参照。土地は155,153.44平方メートル、建物は56,496.02平方メートル(延べ床面積)。

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/files/2009020500093/2009020500093_www_pref_kochi_lg_
[jp_uploaded_attachment_371.pdf](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140901/files/2009020500093/2009020500093_www_pref_kochi_lg_) (2016年8月24日閲覧)

23 2015年第2回定例会において、維新福知山の高橋正樹議員から提出された。(会議発言録参照)

24 2015年第5回定例会において、4年制大学のあり方検討特別委員会委員長の森下賢司議員から不採択とした報告が行われた。(福知山市議会会議録参照)

25 地独法第7条「地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。」

26 学校教育法第4条第1項「次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。(中略)

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣(以下略)」

27 私立学校法第45条第1項「寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。」

28 福知山市(2015)「教育のまち福知山『学びの拠点』基本構想」p.5

29 福知山市(2015)「教育のまち福知山『学びの拠点』基本構想」p.2

30 公立大学化に向け準備を進めている私立大学として、長野大学(長野県上田市・2017年4月予定)、諏訪東京理科大学(長野県茅野市・2018年4月予定)が各大学のWebに検討状況等を公表している。(参考:長野大学の公立大学法人化について <http://www.nagano.ac.jp/outline/houzinka/index.html> (2016年8月24日閲覧) / 諏訪東京理科大学の公立大学化について <https://www.suwa.tus.ac.jp/kouritsuka/> (2016年8月24日閲覧))

31 上田市政策企画部公立大学法人化準備室(2016)資料p.19

<https://www.city.ueda.nagano.jp/korituhojin/documents/uedashi.pdf>

32 2015年6月3日公表

<http://www.city.ueda.nagano.jp/kikaku/documents/naganodaigaku.pdf>

参考文献

朝日新聞出版(2010)「大学ランキング2011年版」
浅田尚紀(2014)「公立大学の評価と質保証」『大学マネジ

- メント』Vol.10, No.5
- 磯部雅彦 (2016) 「高知工科大学の事例 ―私学から公立へ―」 IDEVol. 580
- 一般財団法人山口経済研究所 (2016) 「山口東京理科大学, 公立大として再スタート」『やまぐち経済月報』
- 稲葉めぐみ (2012) 「公立大学の行政機構上の位置づけ―大学間連携を視野に入れて」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第52巻
- 上田市政策企画部公立大学法人化準備室資料 (2016) 「長野大学の公立大学法人化に関する市民懇談会」
- 内山昭 (2016) 「地方都市の大学再生論」『立命館経済学』第64巻第4号
- 旺文社 (2015) 「全国大学受験年鑑」
- 岡村甫 (2007) 「公設民営大学の現状」 IDEVol.488
- 岡村甫 (2008) 「高知工科大学の経営戦略」『大学マネジメント』Vol.3/No.10
- 奥野武俊 (2016) 「公立大学法人の諸課題とこれから」 IDEVol.580
- 鎌田積 (1995) 「大学大衆化と公立大学」『大学大衆化の構造』玉川大学出版部
- 金城正英 (2012) 「新生公立大学法人名桜大学の創設(事例研究)」名桜大学紀要
- 金城正英 (2016) 「地方私立大学の変容―公設民営の私立大学から公立大学へ」名桜叢書第3集
- 高知工科大学事務局 (2004) 「高知工科大学創設へ」高知工科大学紀要第1回第1号
- 公立大学協会 (2016) 「平成27年度公立大学便覧」
- 公立大学協会 (2000) 「地域とともに歩む公立大学 公立大学協会50年史」
- 公立大学法人高知工科大学中期目標
http://www.kochi-tech.ac.jp/kut/_userdata/hojin/pdf/h21mokuhyo.pdf
- 公立大学法人福知山公立大学第1期中期目標
<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/docs/281128%20dai4kaikaigisiryoushu3.pdf>
- 佐藤龍子 (2015) 「公立大学研究の複雑さと困難性―公設民営大学(私立大学)の公立大学法人化を例として―」『静岡大学教育研究』
- 佐久間健人 (2009) 「高知発・大学改革―新しい大学像を目指して」『大学と学生』
- 山陽小野田市Webサイト「平成27年山口東京理科大学公立化調査検討特別委員会記録」
<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/64/rikadai2015.html>
- 成美大学入学試験要項 (2015) <http://fukuchiyama.ac.jp/img/nyushiyoko2016.pdf>
- 高橋寛人 (2009) 「20世紀 日本の公立大学―地域はなぜ大学を必要とするのか」日本図書センター
- 高橋寛人 (2004) 「公設民営大学設立事情」東信堂
- 鳥取環境大学改革案評価・検討委員会報告書 (2010)
- 鳥取環境大学改革案評価・検討委員会委員名簿
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1288841799658/activesqr/common/other/4c84472a005.pdf>
- 鳥取県Webサイト「鳥取環境大学の公立化を含めた抜本的改革について」
http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/646435/231221tues_reform.pdf
- 長岡造形大学公立大学法人化検討委員会報告書 (2012)
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate01/zoukei-houjinka/file/houkokusyo.pdf>
- 長野県高等教育振興基本方針
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shigaku-koto/koutou/kihonhousin.html> (平成28年12月12日閲覧)
- 南島和久 (2012) 「地方独立行政法人の制度と評価―大阪府の出資法人改革からの考察」『自治総研』通巻404号
- 福知山公立大学 (2016) パンフレット
- 福知山市 4年制大学のあり方に関する有識者会議 (2014) 4年制大学のあり方に関する有識者会議「検討報告書」
- 福知山市 公立大学検討会議 (2015) 公立大学検討会議「報告書」
- 福知山市 4年制大学のあり方検討特別委員会「(2015) 4年制大学の在り方検討特別委員会「公立大学設置に関する検討について」(中間報告)」
- 福知山市 (2015) 「教育のまち福知山『学びの拠点』基本構想」
- 福知山市Webサイト
<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/docs/4会議資料【リンク14】.pdf>
- 船戸高樹 (2010) 「厳しさ増す「公私協力方式大学」問われる存在意義―上―」『アルカディア学報』(教育学術新聞掲載コラム) No.402
<https://shidaikyo.or.jp/riihe/research/arcadia/0402.html> (2016年8月26日閲覧)
- 光本滋 (2005) 「公私協力方式の展開と課題：オホーツク地域の事例から」『高等継続教育研究』第4号
- 村田鈴子 (2003) 「公私協力方式に関する一考察―「公設民営方式」の場合―」『教育行政研究』第30号
- 義本博司 (2016) 「公立大学に関する高等教育政策について」 IDENo.580